

浦河町 令和7年度 アイヌ政策推進交付金事業計画 変更内訳

1. 今回の変更事業

(1) 文化振興事業

③アイヌ文化伝承者育成事業

2. 変更内容

(1) 文化振興事業

③アイヌ文化伝承者育成事業の追加

3. 変更増減額

総事業費 139千円の増(6,594千円 → 6,733千円)

(1) 文化振興事業

①アイヌ文化伝承者育成事業

事業費 139千円の増(0千円 → 139千円)

4. 事業計画変更箇所

- ・ 「8 収支予算」、「9 経費の配分」、「別表1 収支計画書」において、上記3の変更額に係る令和7年度の事業費等必要な金額の修正を行い、北海道浦河町アイヌ政策推進交付金事業概要を追加する。

アイヌ政策推進交付金事業計画

1 事業名	浦河町アイヌ政策推進事業
2 事業の種類	(文化振興事業) (地域・産業振興事業) (コミュニティ活動支援事業)
3 事業の目的	アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目的とする。
4 事業の概要	(1)文化振興事業 ①アイヌ文化伝承のための自然素材育成事業 ○事業実施主体 北海道浦河町 ○事業の実施場所 優駿ビレッジアエル、ピスカリの森 他 ○事業の実施期間 交付決定日～令和8年3月 ○事業の内容と考え方 アイヌ文化の伝承に必要な自然素材の保存を行うため、アエルにシナ10本、ガマ50本の植栽を実施する。 ②アイヌ文化等体験交流事業 ○事業実施主体 北海道浦河町 ○事業の実施場所 北海道浦河町内生活館等 ○事業の実施期間 交付決定日～令和8年3月 ○事業の内容と考え方 アイヌの伝統文化の各種講座を開催し、住民への理解を深め、将来を担う人材育成を図る。 ③アイヌ文化伝承者育成事業 ○事業実施主体 北海道浦河町 ○事業の実施場所 北海道新ひだか町 ○事業の実施期間 交付決定日～令和8年3月 ○事業の内容と考え方 アイヌ文化の伝承者が希少となっているため、次世代伝承者(祭司)の育成を図るため、町外在住の祭司(伝承者)のところへ出向き、祭祀一連の作法の指導を受ける。 (3)コミュニティ活動支援事業 ①アイヌ文化継承事業 ○事業実施主体 北海道浦河町 ○事業の実施場所 北海道浦河町内生活館等 ○事業の実施期間 交付決定日～令和8年3月 ○事業の内容と考え方 豊富な経験、知識を有するエカシ、フチからアイヌの風俗、慣習を次世代へ継承し理解を深める。 ②アイヌの人々とのコミュニティ活動支援事業(先住民族との交流事業) ○事業実施主体 北海道浦河町 ○事業の実施場所 北海道浦河町・台湾新城郷 ○事業の実施期間 交付決定日～令和8年3月 ○事業の内容と考え方 アイヌの人々と台湾の先住民族(タロコ族)との交流を行うことにより、国際交流に寄

	与するとともに、次世代への異文化に対する理解を深めると共にアイヌ文化の次世代への継承を図る。
5 アイヌ施策推進地域計画における記載	4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業 ①アイヌ文化伝承者育成事業 アイヌ文化の伝承者が希少となっているため、次世代伝承者(祭司)の育成を図る。 ②アイヌ文化伝承のための自然素材育成事業 アイヌ文化の伝承に必要な自然素材を植樹することにより、今後の保存活動など継続的に実施される環境を作る。 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業 ①アイヌ文化継承事業 豊富な経験、知識を有するエカシ、フチからアイヌの風俗、慣習を次世代へ継承し理解を深める。 ②アイヌ文化等体験交流事業 アイヌの伝統文化である踊りや儀式の体験やアイヌの風習の話など、各種講座を開催し、住民への理解を深めると共に継承者の人材育成を図る。(伝統文化の伝承に必要な備品、着物購入も含む。) 4-4 地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業 ②アイヌの人々とのコミュニティ活動支援事業(先住民族との交流事業) アイヌの人々や町内の中高生等を、台湾に派遣し、現地の先住民族の伝承や保存、生き方を学び、アイヌ文化の担い手となる人材の育成を図る。
6 事業の成果目標等	
(1)成果目標の達成に向けた工程	(1)文化振興事業 ①アイヌ文化伝承のための自然素材育成事業 ガマ群生地での保存・シナ及びガマの植栽を行うことにより、植樹数の増加に寄与する。 ②アイヌ文化等体験交流事業 アイヌの伝統文化の各種講座を開催することで、体験交流人数の増加や生活館の利用数の増加に寄与する。 (3)コミュニティ活動支援事業 ①アイヌ文化継承事業 豊富な経験、知識を有するエカシ、フチからアイヌの風俗、慣習を次世代へ継承する場を作ることにより、体験交流人数や生活館の利用数の増加に寄与する。 ②アイヌの人々とのコミュニティ活動支援事業(先住民族との交流事業) アイヌの人々や町内の中高生等が台湾の先住民族と交流することで、現地の先住民族の伝承や保存、生き方を学び、アイヌ文化を含め先住民族の理解が深まることで、体験交流人数や生活館の利用数の増加に寄与する。

(２)成果目標、 (中間)目標年度 (成果目標に対する現状値、及び成果目標の達成見込みについて記載すること)	事業開始以来の植樹数 (現状値) 令和５年度 延べ４０本(シナ)、延べ２００本(ガマ) (中間目標) 令和９年度 延べ８０本(シナ)、延べ４００本(ガマ) (最終目標) 令和１１年度 延べ１００本(シナ)、延べ５００本(ガマ) 体験交流事業参加人数 (現状値) 令和５年度 延べ２５人/年間 (中間目標) 令和９年度 延べ３５人/年間 (最終目標) 令和１１年度 延べ４５人/年間 生活館利用件数 (現状値) 令和５年度 ５６０件/年間 (中間目標) 令和９年度 ５８０件/年間 (最終目標) 令和１１年度 ６００件/年間 いずれも令和１１年度に目標を達成する見込みである。
(３)成果目標確認方法	文化振興事業は、アイヌ関係団体と情報を共有し確認する。 コミュニティ活動支援事業は、担当課における利用状況確認による。
７ 地 域 の 概 要	

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題	浦河町においては、「ウララペツ」(浦河:霧深き川)「イカンラニ」(井寒台:まわり道をして通る坂)や「エブイ」(絵笛:ふきの多いところ)などアイヌ語由来の地名が多く残され、町内には複数のコタンがあった(現在はコタン跡も残されていない)とされており、歴史的にアイヌ文化等に関わりが深い。 浦河町には昭和21年3月13日社団法人北海道アイヌ協会浦河支部が設立され(昭和37年5月31日社団法人北海道ウタリ協会浦河支部、平成26年4月1日浦河アイヌ協会)、これまで会員相互の親睦を深め、福祉教育、文化面に取り組み、会員の社会的、経済的地位の向上を図っている。また、昭和35年4月には浦河アイヌ文化保存会が設立され、浦河におけるアイヌ文化の伝承活動を行っている。 現在は、浦河アイヌ協会の事務局が所在する堺町生活館を拠点として、浦河アイヌ協会と浦河アイヌ文化保存会が文化活動を行っている。また、浦河町では、堺町生活館に生活相談員2名を会計年度任用職員として配置し、アイヌの方の福祉相談を受けている。 アイヌ文化活動については、主としてアイヌ協会やアイヌ文化保存会が主体となって取り組んでおり、主な内容としては、アイヌ文化伝承活動として、ござを編む「イテセ教室」(イテセ:編む)(年21回開催、延べ62人参加)、手芸教室(年13回開催、延べ100人参加)、アイヌ料理(年7回開催、延べ64人参加)、収穫・豊漁の祈願祭「ハルエカムイノミ」(春の神様への感謝の儀式)、浦河イチャルパ(先祖供養)等を行っている。また、福祉相談としては、奨学金の相談、福祉資金相談(年52件)など堺町生活館を中心とした生活館で受けている。 浦河町立博物館では、「浦河の自然コーナー」「大昔の自然コーナー」や「浦河の漁業コーナー」等5つのコーナーがあり、化石標本や、農機具や林業で使われていた道具などを展示しているが、館内にはアイヌの人々が実際に居住した家屋(チセ)を復元し、その中には、アツシ(樹皮衣)・ケマウシ(脚付行器)、ニマ(木鉢)、サラニブ(編み袋)などのアイヌ関連民具を展示している。 「アイヌ人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が令和元年5月24日施行されたことにより、町内・町外ともにアイヌの歴史や文化を学ぶ関心が高まっている。 当町では、第1期計画のアイヌ文化伝承活動支援事業においてPR動画を作成し、交流事業や人材育成事業において活用することで、アイヌの歴史や文化に対する理解が一定程度深まっているが、まだまだアイヌ文化に対する隔たりが感じられる。また、アイヌ関連団体会員の高齢化による担い手不足や、次世代への円滑な継承を行うための伝承者育成が喫緊の課題となっていることから、多くの方にアイヌの歴史や文化に関心を持っていただき、次世代の担い手となっていただく取り組みや、アイヌ文化伝承者育成のための様々な取り組みを行っていくことが必要となっている。
(2) 施設等の管理運営体制	ピスカリの森は浦河町が管理している。 浦河町内生活館は浦河町が管理している。
(3) アイヌ関係団体及び地域住民の協力体制	浦河アイヌ協会とは定期的に意見交換を行っている。

8 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度精算額)	比較増減	
			増	減
国庫補助金	11,542,920	0	11,542,920	0
市町村負担額	2,885,730	0	2,885,730	0
その他	0	0	0	0
計	14,428,650	0	14,428,650	0

(2) 支出の部

(単位:円)

経費区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度精算額)	比較増減	
			増	減
文化振興事業	6,733,550	0	6,733,550	0
報償費	4,374,900	0	4,374,900	0
旅費	231,000	0	231,000	0
需用費	2,109,610	0	2,109,610	0
役務費	18,040			
委託料	0	0	0	0
使用料及び賃借料	0	0	0	0
コミュニティ活動支援事業	7,695,100	0	7,695,100	0
報償費	111,600	0	111,600	0
旅費	13,680	0	13,680	0
委託料	7,502,500	0	7,502,500	0
需用費	49,280	0	49,280	0
役務費	18,040	0	18,040	0
使用料及び賃借料	0	0	0	0
合 計	14,428,650	0	14,428,650	0
報償費	4,486,500	0	4,486,500	0
旅費	244,680	0	244,680	0
需用費	2,158,890	0	2,158,890	0
委託料	7,502,500	0	7,502,500	0
役務費	36,080	0	36,080	0
公課費	0	0	0	0
工事請負費	0	0	0	0
備品購入費	0	0	0	0
使用料及び賃借料	0	0	0	0